

第 2 次

おおむた男女共同参画プラン

男女が生き生きと暮らすまちづくり



平成 25 年 3 月

大 牟 田 市

● ● ● ● ● はじめに ● ● ● ● ●

本市では、“やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた”をキャッチフレーズとする「大牟田市総合計画 2006～2015」に掲げる「いこい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の3つの都市像の実現に向け、さまざまな施策を展開してまいりました。



総合計画を推進する上での主要施策の一つとして「男女共同参画社会の形成」を掲げていますが、誰もが個人として尊重され、男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の形成は、活力あるわがまちを創造していく上で大変重要な課題であります。

本市では、21世紀にふさわしい男女共同参画社会を実現するための基本計画として、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、「おおむた男女共同参画プラン」を平成15年3月に策定するとともに、平成18年4月から「大牟田市男女共同参画推進条例」を施行し、この計画および条例に基づき諸施策の推進に努めてきました。

この結果、本市の各審議会等や地域の各団体における男女共同参画の流れは確かなものとなってきましたが、性別による固定的役割分担意識の解消など、まだ取り組むべき課題が多く残されています。

このような現状に対応した新たな施策を展開するために、このたび「第2次おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。この「第2次おおむた男女共同参画プラン」に基づき、これからの5年間、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

また、推進にあたっては、市民、企業、関係団体、行政などがさまざまなパートナーシップのもと取り組むことが必要です。市民の皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この「第2次おおむた男女共同参画プラン」の策定にあたり、熱心にご審議いただきました男女共同参画審議会並びに市議会の皆様及びパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様や関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

大牟田市長 古賀 道雄

も く じ

第 1 章 プランの趣旨と背景

1	プラン策定の趣旨	3
2	プラン策定の背景	3
3	世界の動き	3
4	国の動き	4
5	県の動き	5
6	大牟田市の取組	5

第 2 章 プランの概要

1	基本理念	9
2	基本目標	9
3	プランの性格	9
4	プランの期間	9
5	プランの体系	10

第 3 章 プランの内容

目標Ⅰ	男女の人権がともに尊重される社会づくり	15
1	男女の人権がともに尊重される社会づくりに向けた取組	16
2	女性に対する暴力の防止、被害者に対する支援の推進	18
3	行政広報等における女性の人権を尊重した表現への取組の推進	21
4	生涯を通じた「女性の健康力」の向上促進	22
目標Ⅱ	男女がともに生きる社会への意識づくり	25
1	学校教育における男女共同参画の推進	26
2	家庭、地域における男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進	28
3	性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取組	29
目標Ⅲ	あらゆる分野における男女がともに参画するまちづくり	31
1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	32
2	地域・社会活動への男女共同参画の促進	36
3	職場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組	38
4	自営の分野における男女共同参画の推進	40
5	女性の人材育成の推進	41

目標Ⅳ 男女がともに自立し、豊かで安心できる社会づくり	43
1 職場における能力発揮促進への支援	44
2 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立のための支援	46
3 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	48
4 国際社会の理解や国際交流の促進	50

第4章 プラン達成のための指標

1 プラン達成のための指標	53
---------------	----

第5章 プランの推進

1 大牟田市男女共同参画審議会	57
2 大牟田市男女共同参画推進本部	57
3 女性センターの機能の充実・強化	57
4 市民団体等との連携	57
5 「第2次おおむた男女共同参画プラン」の進行管理	57
6 国・県等との連携	57

参 考 資 料

○大牟田市男女共同参画推進条例	61
○大牟田市男女共同参画推進本部設置要綱	66
○男女共同参画社会基本法	68
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（略称：DV防止法）	71
○男女共同参画に関する年表	79
○男女共同参画関連の用語解説	83

第1章 フランの趣旨と背景

1 プラン策定の趣旨

大牟田市は、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を目指して、平成 15 年 3 月に「おおむた男女共同参画プラン」（以下、「プラン」という。）を策定し、男女共同参画推進施策を総合的、体系的に取り組んでまいりました。

さらに、プランの進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、平成 20 年 4 月にプランを改訂し、現在に至っています。

このプランの計画期間が平成 24 年度末で終了することから、新たなプランとして「第 2 次おおむた男女共同参画プラン」（以下、「第 2 次プラン」という）を策定し、男女共同参画の推進を図るものです。

2 プラン策定の背景

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、昭和 50 年の国際婦人年以降、女子差別撤廃条約の批准や世界女性会議の開催など国際的な動きとも連動しつつ、国内行動計画によりさまざまな施策を推進するなど、着実に進んできました。

しかしながら、それを社会に根づかせ、真の平等を達成するには未だ至っておらず、性別による固定的役割分担意識からくる男女間格差や政策・方針決定過程への男女共同参画の取り組みの遅れなど、さまざまな問題が残されています。

一方、少子高齢化社会の一層の進展により、総人口や労働力は減少し、経済は長期的に低迷を続け、非正規労働者が増加するなど、社会全体に閉塞感の広がりがみられます。

また、人々の価値観が多様化するなか、社会の持続可能な発展に向けて、女性も男性も仕事と家庭、地域活動などの調和がとれた、自分らしい生き方の選択ができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現も求められています。

本市においては、これまでプランに基づいてさまざまな施策に取り組むとともに、大牟田市女性センターを拠点として市民と連携し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進してきました。プランにおける目標値の達成状況や施策の実施状況を見ると、本市の各審議会等や地域の各団体における男女共同参画の流れは確かなものとなってきましたが、未だ家庭や地域など社会全体において性別による固定的役割分担意識が根強く残っている現状や、近年、配偶者等からの暴力（DV）被害者が増加の傾向にあるなどの課題が残されています。

これらの状況から、男女共同参画社会を形成していくためさらなる取り組みが求められています。

3 世界の動き

国連は、昭和 50（1975）年を国際婦人年と定め、「第 1 回世界女性会議（国際婦人年会議）」をメキシコシティにおいて開催し、「平等・開発・平和」を目標とした「世界行動計画」を採択するとともに、昭和 51 年から昭和 60 年（1976 年～1985 年）を「国際婦人の 10 年」とし、女性の地位向上のための世界的な行動をスタートさせました。

昭和 54 (1979) 年の国連総会において、政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和 55 (1980) 年には、「第 2 回世界女性会議」がコペンハーゲンで開催され、この会議で「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、わが国も署名しました。

「国際婦人の 10 年」最終年にあたる昭和 60 (1985) 年に「第 3 回世界女性会議」がナイロビにおいて開催され、(西暦 2000 年に向けての) 婦人の地位向上のための「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 7 (1995) 年には、「平等・開発・平和への行動」をテーマに「第 4 回世界女性会議」が北京において開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。この採択された行動綱領において、5 年後の平成 12 (2000) 年までに各国及び国際社会がとるべき 12 の問題領域を設定し、この中で女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

「第 4 回世界女性会議」から 15 年が経過した平成 22 (2010) 年、ニューヨーク「国連婦人の地位委員会『北京+15』」が開催されました。ここで、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況を評価、平成 23 (2011) 年 1 月には、国連決議により、「UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)」が設立されています。

4 国の動き

国内においては、昭和 50 (1975) 年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52 (1977) 年に、世界行動計画を踏まえ、今後 10 年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。この間、民法及び国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、男女共修に向けての家庭科教育のあり方の検討など、「女子差別撤廃条約」に批准するために法制度面の整備が進められました。

昭和 62 (1987) 年 5 月に、西暦 2000 年に向けての「新国内行動計画」が策定されました。

平成 3 (1991) 年に、ナイロビ将来戦略の見直しを受け、「新国内行動計画」の第一次改訂を行い、あらゆる分野で男女が平等に共同して参画することが不可欠という視点から、「男女共同参加」から「男女共同参画」に改められました。同年、「育児休業等に関する法律」が公布、翌年施行されました。

「第 4 回世界女性会議」の後、北京会議での「北京宣言」及び「行動綱領」や平成 8 (1996) 年「男女共同参画審議会」が答申した「男女共同参画ビジョン—21 世紀の新たな価値の創造—」を受けて「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

さらに、「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」、「改正育児休業法」が平成 11 (1999) 年に施行され、また、男女共同参画社会の形成に関し、国、地方公共団体及び国民の「責務」を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。その中では、男女共同参画社会の実現は「21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置づけられています。

平成 12 (2000) 年 12 月、「男女共同参画基本計画」を策定するとともに、翌年、中央省庁の再編により、男女共同参画室から内閣府に「男女共同参画局」を設置し、体制が強化されまし

た。

平成 13 (2001) 年「育児・介護休業法」が改正されるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。さらに、平成 15 (2003) 年には、「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」が施行されました。

平成 17 (2005) 年 12 月に「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 (2010) 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

5 県の動き

平成 8 (1996) 年「福岡県男女共同参画プラン」が策定されるとともに、福岡県女性総合センター（平成 15 年 4 月 1 日から福岡県男女共同参画センターへ改称）「あすばる」が開設されました。

平成 13 (2001) 年 10 月に、「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14 (2002) 年 3 月に基本法に基づく「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

平成 18 (2006) 年 3 月に、「第 2 次福岡県男女共同参画計画」と「福岡県配偶者からの暴力の防止及び保護に関する基本計画」が策定されました。

平成 23 (2011) 年 1 月に、「第 2 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び保護に関する基本計画」が、同年 2 月には「第 3 次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

6 大牟田市の取組

本市においては、昭和 57 (1982) 年に教育委員会社会教育課に婦人担当を設置しました。昭和 60 (1985) 年には、本市における婦人問題に関する総合的施策の立案のための提言を得る「大牟田市婦人問題懇話会」を設置し、あわせて今後の婦人問題対策の総合的な推進について協議するため、庁内に「大牟田市婦人問題関係行政連絡会」を発足させました。

昭和 62 (1987) 年 9 月に「大牟田市第二次総合計画」を策定し、その中で婦人対策の基本方針を「男女平等の基本原則に基づき、婦人の地位向上、能力開発、社会参加を目標に、婦人自身が住みよい豊かな地域社会づくりに参加できるように総合的な施策を推進する」としました。さらに、同年 12 月には、婦人問題懇話会にかわり、「大牟田市婦人問題推進委員会」（後の男女共同参画社会推進委員会）を設置し、女性問題の解決と男女平等の社会づくりを目指して取組みの充実に努めてきました。

また、平成 2 (1990) 年 3 月に策定した「女性問題の解決をめざして大牟田市行動計画」に沿って、総合的な推進を図ってきました。大牟田市第三次総合計画前期基本計画（平成 8 年度～12 年度）の第 4 編第 8 章に「男女共同参画社会の形成」を掲げ、さらに、後期基本計画（平成 13 年度～17 年度）の第 7 編「計画の推進」の主要施策の一つとして、第 2 章に「男女共同参画社会の形成」を位置づけました。

平成 4 年 4 月に、女性政策を展開する拠点として、大牟田市女性センターを中央公民館に併設し、施策の推進、啓発事業、相談事業等の充実に努めてきました。

平成 14 (2002) 年 10 月に、男女共同参画社会推進委員会から「大牟田市の男女共同参画計

画のあり方」について市長へ提言がなされ、その提言を受けて検討を行い、平成 15 年 3 月に現行「おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、同プランに基づき、平成 16 年 9 月に市長を本部長とする「大牟田市男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に男女共同参画の施策を推進してきました。

平成 18（2006）年 4 月に、男女の人権が尊重され、ともに生き生きと暮らせる地域社会を目指して、「大牟田市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、条例に基づき、同年 4 月、市が行う男女共同参画施策等についての苦情及び市内において生じた性別による差別的取扱い等についての救済の申出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画推進委員を置くとともに、「大牟田市男女共同参画審議会」を設置しました。

平成 20 年 4 月に、プランの進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため「おおむた男女共同参画プラン（改訂版）（以下「改訂プラン」という。）」を策定し、これに基づき、女性団体等と連携して男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進してきました。

改訂プランにおける目標値の達成状況や施策の実施状況を見ると、政策・方針決定過程への女性委員の登用状況等においては、一定の成果を得られました。しかしながら一方では、施策の具体的な実施が不十分な点などもあり、未だ家庭や地域など社会全体において、性別による固定的役割分担意識が根強く残っている現状が見られ、男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画の意義を十分に理解し、日々の暮らしの中で意識的に男女共同参画を実践していくことが必要です。

このような現状を踏まえ、男女の人権にかかわる施策や男女共同参画に関する意識啓発等における施策について、改訂プランでの取り組みを継承しつつ、本市が取り組むさまざまな施策を横断的に、より効果的に推進していくために、改訂プランの 57 の推進項目を 45 の項目に再編するとともに、14 項目の男女共同参画の推進を図るための目標値を新しく設定することとし、男女が職域、学校、地域、家庭等の活動に、ともに参画するパートナーシップによる地域社会づくりを目指す「男女共同参画社会基本法」及び「大牟田市男女共同参画推進条例」の理念に沿って、第 2 次プランを策定することとしました。

第2章 フランの概要

1 基本理念

「第2次おおむた男女共同参画プラン」では、「大牟田市男女共同参画推進条例」に基づいて、以下のことを基本理念として推進します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 制度や慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的役割分担意識等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

(3) 政策・方針の立案及び決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われること。

2 基本目標

目標Ⅰ 男女の人権がともに尊重される社会づくり

目標Ⅱ 男女がともに生きる社会への意識づくり

目標Ⅲ あらゆる分野における男女がともに参画するまちづくり

目標Ⅳ 男女がともに自立し、豊かで安心できる社会づくり

3 プランの性格

(1) このプランは、「男女共同参画社会基本法（第14条第3項）」及び「大牟田市男女共同参画推進条例（第9条第1項）」に基づく「男女共同参画計画」として位置付けられ、国の「第3次男女共同参画基本計画」や県の「第3次男女共同参画計画」を勘案して策定しました。

(2) このプランは、「大牟田市総合計画 2006～2015」に基づき、本市における男女共同参画社会の形成を目指すとともに、同総合計画の重点施策を推進するための個別計画となります。

4 プランの期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

5 プランの体系

男女が生き生きと暮らしまわすまちづくり

目 標	施策の方向
<p>I</p> <p>男女の人権がともに尊重される社会づくり</p>	<p>1 男女の人権がともに尊重される社会づくりに向けた取組</p> <p>2 女性に対する暴力の防止、被害者に対する支援の推進</p> <p>3 行政広報等における女性の人権を尊重した表現への取組の推進</p> <p>4 生涯を通じた「女性の健康力」の向上促進</p>
<p>II</p> <p>男女がともに生きる社会への意識づくり</p>	<p>1 学校教育における男女共同参画の推進</p> <p>2 家庭、地域における男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進</p> <p>3 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取組</p>
<p>III</p> <p>あらゆる分野における男女がともに参画するまちづくり</p>	<p>1 政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>2 地域・社会活動への男女共同参画の促進</p> <p>3 職場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組</p> <p>4 自営の分野における男女共同参画の推進</p> <p>5 女性の人材育成の推進</p>
<p>IV</p> <p>男女がともに自立し、豊かで安心できる社会づくり</p>	<p>1 職場における能力発揮促進への支援</p> <p>2 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立のための支援</p> <p>3 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり</p> <p>4 国際社会の理解や国際交流の促進</p>

具体的な施策

I	(1) 性別に起因する人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組
	(1) 女性に対する暴力を許さない意識づくり (2) 女性センターにおける相談機能の充実 (3) 被害者に対する支援の充実
	(1) 行政の広報や出版物における女性の人権尊重のための対策の充実 (2) 地域の有害環境浄化への取組
	(1) 健康課題解決に向けた取組の充実 (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援 (3) 適切な性教育の推進
II	(1) 学校教育における男女共同参画の推進 (2) キャリア教育の充実 (3) 教職員の男女共同参画に関する理解の促進
	(1) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 (2) 社会教育関係職員の男女共同参画に関する理解の促進
	(1) 制度や慣行についての見直しを促進するための意識啓発 (2) 男女共同参画を促進する市民活動への支援
	(1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2) 市における女性職員の登用等の推進 (3) 企業、各種団体等における方針決定過程への参画促進
III	(1) 幅広い分野で男女がともに参画する地域・社会活動の促進
	(1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組
	(1) 農林水産業、商工業等の分野における男女共同参画の推進
	(1) 女性のエンパワーメントのための学習機会の提供
IV	(1) 在職中の能力開発等の支援 (2) 再就職に向けた支援
	(1) 男女がともに子育てを担う環境づくり (2) 男女共同参画の視点に立った仕事と家庭の両立についての意識啓発
	(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の充実 (2) 障害福祉計画に基づく施策の充実
	(1) 国際社会理解のための交流事業の推進 (2) 在住外国人への支援